

秋田大学教育推進総合センター規程

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秋田大学学則第 9 条第 2 項の規定に基づき、秋田大学教育推進総合センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、秋田大学の理念と教育の目的に沿って、教養基礎教育を中心とする教育体制の構築と教育活動を推進し、調査・研究活動により教養基礎教育及び専門教育の改善・充実を図ることを目的とする。

(部門)

第 3 条 センターに、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教育活動部門
- (2) 教育開発部門

(業務)

第 4 条 教育活動部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養基礎教育を中心とする大学教育の実施・運営に関すること。
- (2) 教養基礎教育を中心とするカリキュラムの企画・立案等に関すること。
- (3) 履修上の教育支援に関すること。
- (4) その他教育活動に関すること。

2 教育開発部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教養基礎教育を中心とする教育内容・教育方法・教育環境に関する調査・研究・開発・評価に関すること。
- (2) 教育活動に関する FD 活動に関すること。
- (3) その他教育開発に関すること。

(組織)

第 5 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任教員
- (5) 部門員
- (6) 学外有識者
- (7) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第6条 センター長は、理事のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 副センター長は、教育推進主管をもって充て、センター長を補佐する。

(部門長)

第7条 第3条各号に掲げる部門(以下「部門」という。)に部門長を置き、部門の業務を統括する。

2 教育活動部門の部門長は、副センター長をもって充て、教育開発部門長は、第9条に掲げる部門員の教授のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(専任教員の選考)

第8条 センターの専任教員(以下「専任教員」という。)の選考については、センターで公募・選出した候補適任者の中から、学長が決定する。

(部門員)

第9条 各部門の部門員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) センター長が指名する教授 若干名

(2) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科又は学部の教員 各1名

(3) センター長が指名する専任教員 若干名

(4) センター長が協力教員として指名する教員 若干名

(5) 総合学務課事務系職員 若干名

2 前項の部門員は、センター長が委嘱する。

3 第1項の部門員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第1項の部門員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学外有識者)

第10条 センターに、必要に応じ学外有識者を置くものとし、学外有識者は、各部門の業務に関し助言を行う。

2 学外有識者の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行い、委嘱する。

(企画会議)

第11条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、秋田大学教育推進企画会議(以下「企画会議」という。)を置く。

2 企画会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、総合学務課において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、企画会議の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の部門員 6 名のうち 3 名、同条第 2 項第 1 号の部門員のうち 2 名及び同条第 3 項第 1 号の部門員のうち各学部 1 名の任期については、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。